

兵庫県立大学情報倫理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県立大学情報ネットワーク管理運用規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第105号）第9条及び兵庫県立大学情報処理教育システム管理運用規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第106号）第8条の規定に基づき、兵庫県立大学（以下「大学」という。）の情報倫理について必要な事項を定める。

(大学の各情報システム利用における情報倫理)

第2条 大学の各情報システム（以下「情報システム」という。）の利用者は、大学の学則に従い、品位を持ち、社会の一員としての自覚に基づくとともに、法律の遵守、人権の尊重及びプライバシーの保護について十分に配慮するものとする。

2 情報システムの利用に当たっては、センター長の指示に従うものとする。

3 利用者は、利用資格を取得した後はすべての利用行為に関して責任を負い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 虚偽の利用資格を申請しないこと。

(2) 利用資格を貸与し、譲渡し、及び売買しないこと。

(3) 他の利用者の利用資格を入手しようと試みないこと。

(4) 利用資格を持つ者は、他者に利用資格を不正入手されないよう注意すること。

(5) 不正にファイルの複製、削除、改変等、情報システムを毀損し、混乱させ、性能を変更し故障の原因となるような行為をしないこと。

(6) セキュリティを維持する上で問題ある情報機器を使用しないこと。

(7) 学外又は学内を問わず、情報システムへの不正アクセスを試みるために、大学の情報システムを利用しないこと。

(8) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイル又はデータを削除し、複製し及び改変しないこと。

(9) 情報システムのリソース（CPU時間、ディスク使用量、通信時間等）を大量に消費し続けることにより、他の利用者の利用を妨害しないこと。

(10) 機密であることが分かっているファイルにアクセスしてはならず、アクセス後に当該ファイルが機密であることが分かったときは、直ちにアクセスを中止すること。

(11) 第三者の著作物であるファイル及びデータの引用又は参照をするときは、著作権法等の法令及び公正な慣行に従うこと。

(12) 第三者のソフトウェアなど著作権の対象となっているものを、許可を得ずに複製しないこと。

(13) 情報システムを営利目的、宗教活動又は政治活動に使用しないこと。

(14) 情報システムを使用していやがらせやいじめ、公序良俗に反するもの、脅迫、不確かな情報等を内容とする第三者の迷惑となる情報及び社会通念に反する情報の発信をしないこと。

(15) 技術上のトラブル、利用上のトラブルその他何らかのトラブルを発見した利用者は、当該トラブルの発生原因が利用者にあると否とを問わず、センター長に対し、直ちにその事実を報告すること。この場合において、当該トラブルが授業中におけるものであるときは、授業担当教員を通じて、センター長に対し、行うこと。

(16) 前各号に掲げるもののほか、情報システムの利用に当たって、不正な利用をしないこと。

(指導教員の監督責任)

第3条 教育及び研究活動のために、学生等が個人の情報機器をLAN等に接続する必要がある場合及び学生等が所属する研究室等のLAN等を管理及び運用する場合は、指導教員は、前条各号の規定を遵守するよう十分に監督しなければならない。

(管理及び運用を行う者の責任)

第4条 情報システムの管理及び運用を行う者については、第2条の規定を準用する。

(利用制限の措置)

第5条 センター長は、次に掲げる利用制限の措置を講じることができる。

- (1) 第2条の規程に反した者の利用を取り消すこと。
- (2) 不正行為を行った者の利用を停止又は制限すること。
- (3) 不正アクセス等の違反行為に使用され、当該行為の結果として生じたファイルに対し、保存又は削除等の処置を行うこと。
- (4) 不正アクセス等の違反行為に使用され、当該行為の結果として生じたファイルへのアクセス制限を行うこと。
- (5) 情報システムを管理する上で必要な利用制限を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育及び研究の立場から必要な措置をとること。

(利用の制限手続)

第6条 センター長は、前条に規定する利用制限の措置を講じようとするときは、違反行為の疑いのある利用者から事前に事情を聴取しなければならない。ただし、緊急を要し、事前に聴取をすることができない場合は、この限りでない。

- 2 学生等及び教職員に対し前条に規定する利用制限の措置が講じられた場合は、センター長は、学生等については当該学生等の属する研究科長又は学部長に、教員については所属する部局長に、職員については事務局長に対し、措置が講じられたこと及びその内容を通知しなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、情報倫理及び情報セキュリティに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。